東京都における里親制度の現状について



ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育てをします。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いを込めています。

東京都里親制度普及啓発キャラクター 「さとぺん・ファミリー」

令和5年6月 東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

1 都における社会的養護のもとで育つ児童の措置状況

社会的養護のもとで育つ児童の措置状況の推移



^{*}児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在

^{*}養育家庭等は養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託児童数の合計

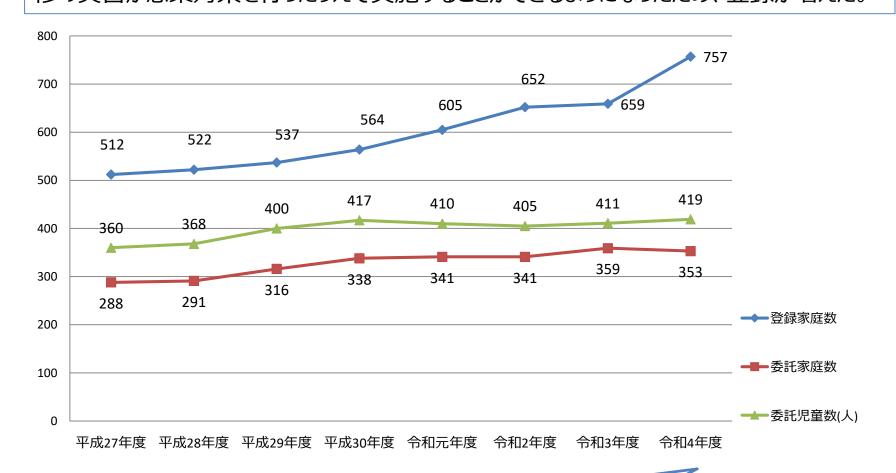
2 登録家庭数・委託児童数の状況(令和4年度末現在※速報値)

| | 登録家庭 | 委託家庭 | 委託児童 |
|----------|-----------|------|------|
| 養育家庭 | 757 | 353 | 419 |
| (専門養育家庭) | 16 | 5 | 5 |
| 養子緣組里親 | 439 | 59 | 59 |
| 親族里親 | 20 | 20 | 24 |
| 里親登録数計 | 1,232 | 437 | 507 |
| ファミリーホーム | (ホーム数) 30 | | 127 |

- ※1 区児相の登録家庭数、委託家庭数、委託児童数を含む。
- ※2 (専門養育家庭) 16家庭は、養育家庭としても登録している。

3 養育家庭の登録家庭数等の推移 (令和4年度末現在※速報値)

登録家庭数は伸びている。委託家庭数や委託児童数は横ばいになっている。 ※令和4年度末は、令和3年度に新型コロナウイルスの影響で困難であった認定前研修の実習が感染対策を行ったうえで実施することができるようになったため、登録が増えた。

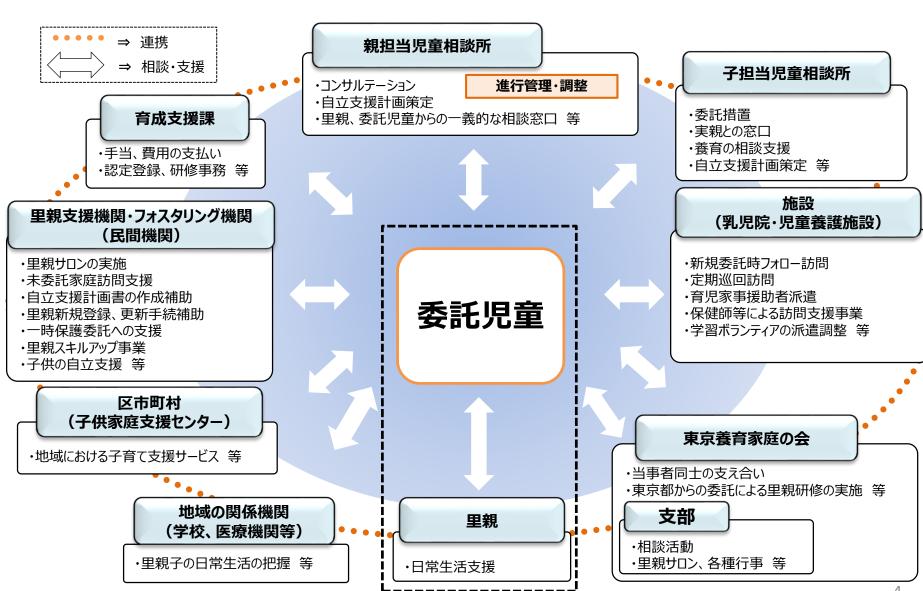


R4年度末速報値

4 東京都の里親制度

(1)東京都の里親制度におけるチーム養育体制(平成30年1月から)

各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制を整えています。



(2)フォスタリング(里親養育包括支援)機関事業(令和2年10月から)

- 令和2年10月から、多摩児童相談所管内において、フォスタリング機関事業の先行実施 を開始しており、令和5年4月現在、江東児童相談所、立川児童相談所、品川児童相 談所、小平児童相談所の管内でフォスタリング機関事業を開所しています。
- フォスタリング機関事業では、一貫性、継続性のある里親支援体制を構築するため、里親支援業務(フォスタリング業務)について、包括的に民間機関へ委託を行っています。

【フォスタリング機関事業の内容】

| 事業 | 人員配置 | 主な業務内容 |
|-----------------------|--|-------------------------------------|
| 里親制度等普及促進・リクルー ト事業 | ・里親リクルーター 1名 ・区市町村連携コーディ ネーター 1名 | 里親の新規開拓、普及啓発 |
| 里親研修・トレーニング等事業 | 里親トレーナー1名 | 里親研修、未委託里親に対するトレーニン グ事業 |
| 里親委託推進等事業 | 里親等委託調整員1名 | 里親新規登録・登録更新手続、 マッチング支援、自立支援計画作成 |
| 里親訪問等支援事業 | 里親委託等推進員2名 | 里親家庭への指導・支援、里親等による相 互交流、実親交流支援 |
| 養育家庭等自立支援強化事業 | 自立支援相談員1名 | 自立に向けての里親家庭への情報提供、 相談援助、自立後の相談援助 |
| その他 | 統括責任者1名 | 業務全体の統括・調整・進行管理、人材育成 |

【フォスタリング機関事業の受託事業者】

プロポーザル方式での事業者選定を行い、以下の事業者が受託しています。

| 地域 | 開始時期 | 受託者 | |
|---------|---------|-------|-------------|
| 多摩児童相談所 | 令和2年10月 | (社福) | 二葉保育園 二葉学園 |
| 江東児童相談所 | 令和4年4月 | (社福) | 二葉保育園 二葉乳児院 |
| 立川児童相談所 | 令和4年4月 | (社福) | 愛恵会乳児院 |
| 品川児童相談所 | 令和5年4月 | (社福) | 六踏園 |
| 小平児童相談所 | 令和5年4月 | (NPO) | キーアセット |

【今後の取組】

- ・当該事業は、フォスタリング機関設置後の事業成果の確認が重要であると考えています。
- ・事業開始後、アンケートを実施する等、里親のみなさんのご意見をお聞きしながら、支援内容について検討を重ねていきます。
- ・ご意見等を踏まえ、フォスタリング機関によるより質の高い里親支援の実現を目指してまいります。

(3) 自立支援に向けた取組

1 自立生活支援事業(令和4年度から)

措置中児童

措置解除前の一定期間、社会的自立の促進を目的とし、一人暮らし又は少人数での共同生活を体験する。

■対象

措置中の児童 (措置延長中を含む) で、自立のための一人暮らし等を希望する者又は必要であると認められる者

■期間

措置解除前のおおむね1年以内

■必要な支援

自立支援計画に加えて、あらかじめ<u>個別支援計画</u>を定め、自立に向けた課題等を明らかにし、誰がどのような支援を行うかを当該児童、里親及び自立支援相談員等と共有した上で、計画的に支援を進めていく。

■費用

措置費として里親に約67,400円/月が支弁される。

■開始の背景

国が定める「児童入所施設措置費等国庫負担金」(以下「措置費」という。)の施設機能強化推進費における新規メニューとして拡充。

■その他

里親支援機関又はフォスタリング機関の自立支援相談員の支援を受けることが望ましい。

2 社会的養護自立支援事業(自立後生活体験支援)

社会的養護自立支援事業を利用中の方

(1) 自立後生活体験支援(一人暮らし体験)(令和4年度から)

社会的養護自立支援事業利用中の者が、居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験する。

■対象

社会的養護自立支援事業の利用者(寮・寄宿舎等に居住する者を除く)

■期間

最長1年間

■必要な支援

継続支援計画に加えて、あらかじめ<u>個別支援計画</u>を定め、自立に向けた課題等を明らかにし、誰がどのような支援を行うかを当該児童、里親及び自立支援相談員等と共有した上で、計画的に支援を進めていく。

■費用

措置費として里親に家賃相当額の約53,700円/月が支弁される。他に生活費等の支弁あり。)

■開始の背景 国が定める「社会的養護自立支援事業」の新規メニューとして拡充。

(2) 寮・寄宿舎等を対象に追加(令和4年度から)

- (1)とは別に、社会的養護自立支援事業の実施場所として寮や寄宿舎が加わる。
- ■対象

社会的養護自立支援事業の利用者

■必要な支援

継続支援計画に加えて、あらかじめ<u>個別支援計画</u>を定め、自立に向けた課題等を明らかにし、誰がどのような支援を行うかを当該児童、里親及び自立支援相談員等と共有した上で、計画的に支援を進めていく。

■費用

生活費等の支弁の範囲内で対応

- ■開始の背景 国が定める「社会的養護自立支援事業」において実施場所が拡充。
- ■その他 措置中から引き続き寮・寄宿舎等で生活する場合のみ可能。

3 東京都養育家庭等自立援助事業~ケアリーバーへの支援~

措置解除後児童

(1)相談支援(平成24年度から)

措置解除後も継続的な相談援助などを行うための体制を整備し、児童の社会的自立の促進を図る

- ■対象
- 18歳で措置解除となった者。ただし、19歳以降に措置解除となった者等でも、必要に応じて原則22歳 の年度末までの活用が可能。 ※社会的養護自立支援事業を利用した場合は対象外。
- ■期間
 - 22歳に達する年度末までの最長4年間。ただし、状況により複数回の利用も可能。
- ■必要な支援 里親が対象児童への相談援助等を月に2回以上行う。
- ■費用 6,000円/月を里親に交付する。※補助金

(2)居住費支援(令和4年度から)

措置解除後から最長4年間、家賃の補助を受けながら、里親等によるきめ細かいアフターケアを継続することで、自立後の安定した生活を確保する(R5年度から期間が最長4年間に拡充)

- ■対象
- 18歳で措置解除となった者。ただし、19歳以降に措置解除となった者等でも、必要に応じて原則22歳の年度 末までの活用が可能。※社会的養護自立支援事業を利用した場合は対象外。
- ■期間
 - 22歳に達する年度末までの最長4年間。ただし、状況により複数回の利用も可能。
- ■必要な支援 里親又は自立支援相談員は定期的な訪問や生活上の相談等への対応を行う。
- ■費用 53,700円/月を上限とし、実費分を元委託児童本人に交付する。 ※補助金
- ■開始の背景 令和2年度実施の「児童養護施設等退所者の実態調査」の結果をふまえ、都独自のケアリーバー支援として新設。
- ■その他 本事業の補助金の申請者は元委託児童本人とする。

(4)特別養子縁組成立後の支援(令和4年度から)

く背景>

- ・令和2年度~ 縁組成立後少なくとも半年間の児童福祉司指導による援助が規定
- ・調査によると、真実告知時の養子の年齢が若いほど、養子の幸福度が高く、父母が育ての親であることを知ってよかったと感じる傾向



縁組成立後のタイミングで、**真実告知の意義や重要性を里親に確実に伝える** とともに、早期の真実告知の実施に向けた意識付けが必要

〈事業内容〉 (社福) 二葉保育園に委託して実施

年間定員50家庭

① 縁組成立後の里親等に向けた個別支援プログラムの実施

縁組成立後の里親等を対象として、児童の家庭を取り巻く個々の状況に応じた、児童の生い立ちの整理(ライフストーリーワーク)のための個別支援プログラムを実施

| 種別 | 項目 |
|---------------|---------------------------|
| ステップ1 <講義形式> | 真実告知の意義・重要性に関する専門家による講義 |
| ステップ2 <個別支援> | 個々の家庭の状況に合わせた専門家による個別相談支援 |
| ステップ 3 <グループ> | 相談支援後の実践を踏まえたグループワーク |

② 個別支援事例の事例検討(児童相談所職員等支援者向け)

個別支援プログラムの事例をもとにした、児相職員や里親支援機関職員等の支援者向けの事例検討会を開催し、養子縁組成立後の里親への支援力向上を図る。

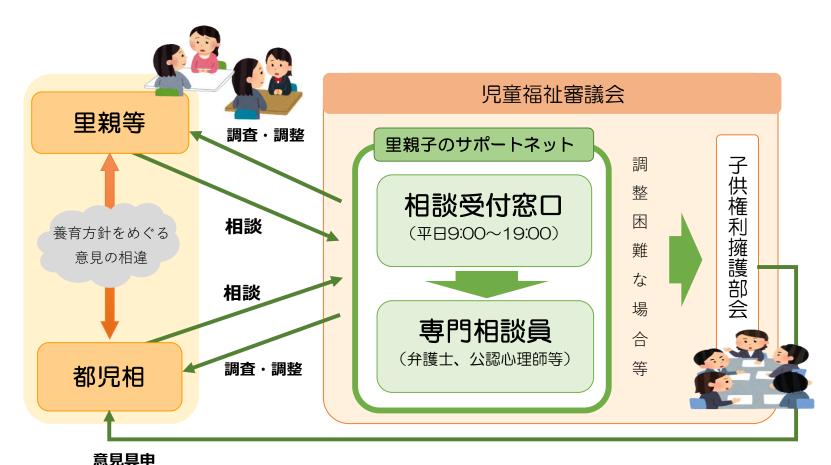
10

(5) 里親子のサポートネット(令和3年7月から)

チーム養育体制の中で話合いをしても解決が難しかった時、中立な第三者である専門相談員に相談することができる、「里親子のサポートネット」を令和3年7月から開始しています。

子供や里親、児童相談所の意見を聴き調整することにより、子供の最善の利益を守るとともに、子供の権利擁護を図ることを目的としています。

※対象は、親担児相、子担児相の両方又はいずれかが都児相の場合



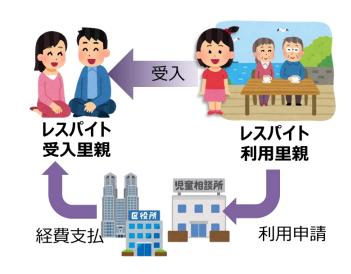
<u>(6)レスパイト・ケア</u>

冠婚葬祭・疾病等のご事情により、受託児童を養育できない場合や、里親が一時的に休息を必要とする場合に、レスパイト・ケアを利用することができます。

■利用日数

日数の規定はありませんが、受託児童や里親の 状況等をアセスメントの上、子担当の児童相談所長 が利用を決定します。

■申込期限 緊急の場合を除き、利用希望日の7日前まで



■受入先

原則として里親又はファミリーホーム

※子供の状況を踏まえて、児童相談所長が必要と認めた場合に限り、児童養護施設や乳児院に再委託します。

■費用

利用料はかかりません。受入先には児童の措置元が費用を払います。 ※レスパイト・ケア利用中の養育委託費は減額されません。

【参考】018サポート

東京から全国の少子化に歯止めをかける新たな取組として、都内在住の18歳以下の子供に対して、一人当たり月額5,000円を支給することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートし、「子育てのしやすい東京」を実現する。

- ■対象児童 都内に在住する0歳から18歳までの子供 ※里親委託児童本人に支給されます。
- ■支給額 一人当たり月額5,000円
- ■支給方法 都から直接支給。令和5年度については、令和6年1月頃に一括支給。

里親委託児童の申請方法については、決まり次第、お知らせいたします。



児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村 が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 (福祉型、医療型)の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 [児童福祉法]

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 (児童福祉法)

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 [児童福祉法]

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 (児童福祉法)

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、 その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在9方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 [児童福祉法]

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

「里親支援センター」の法定化(児童福祉法改正:令和6年4月施行予定)

里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う「里親支援センター」について、児童福祉法上に規定する「児童福祉施設」として位置づけ

→ 都で実施している「フォスタリング機関」について、児童福祉法上の「里親支援センター」として 位置づけられる予定

<参考:フォスタリング機関について>

- フォスタリング機関とは、里親のリクルート、研修、里親と委託児童とのマッチング、その後の 里親養育の支援に至るまで、一覧の里親支援の業務を民間の事業者に委託して実施する 事業
- 都はフォスタリング機関を、令和2年10月に多摩児相、令和4年4月に立川児相、江東児相、令和5年4月に品川児相、小平児相で開始。今後全ての児童相談所担当地域に拡大する予定



子どもの意見聴取等の仕組みの整備(児童福祉法改正:令和6年4月施行予定)

都道府県等において、①子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、②措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし③子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとされた。

東京都では、東京都児童福祉審議会において、児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み(子供アドボケイト)の在り方を検討

東京都児童福祉審議会提言(令和5年1月12日)

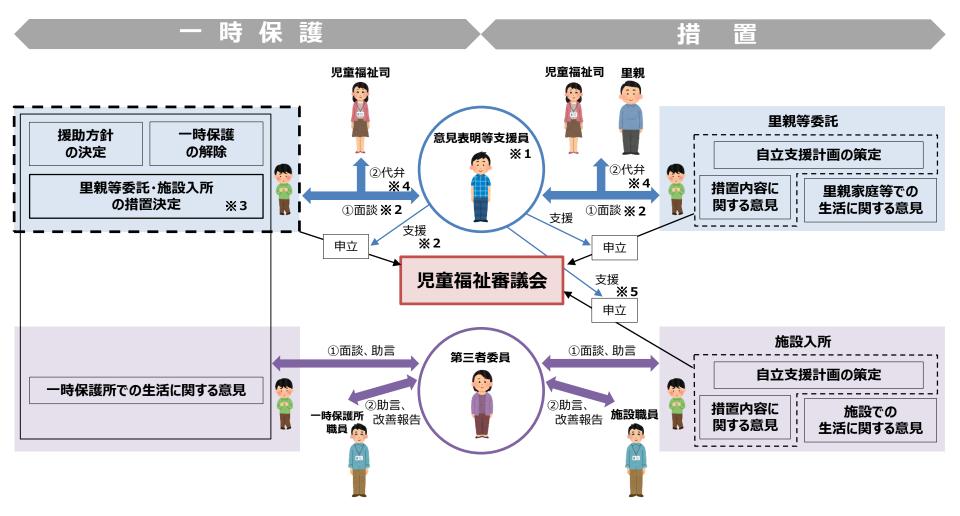
意見表明等支援員の導入

- 【提言④】措置決定の場面等に、意見表明等支援員を導入すること
- 【提言⑤】意見表明等支援員は、専ら子供の立場から、子供との信頼関係を基礎として、子供の意見を様々な方法で傾聴するとともに、子供の考えの整理を後押しし、子供が望む場合は意見表明を支援したり代代弁したりすることを職務とすること
- 【提言⑥】意見表明等支援員は、子供の権利保障や意見表明等支援に関する知識や経験 を有することが望ましく、また、意見表明等支援員を支援する体制を整えること
- 【提言⑦】意見表明等支援員の活動の結果を検証する体制を整えること

意見表明等支援員のモデル実施

一時保護中、里親等委託中の児童について、モデル的に実施すること →令和5年度WGにおいてモデル実施について検討

意見表明等支援員の導入イメージ



- ※1:意見表明等支援員は、社会的養護に関する知識を有するソーシャルワーカー等の福祉専門職に委託することを基本とする
- ※2:意見表明等支援員は、原則として、子供の希望に応じて一時保護所、里親家庭、施設を訪問し、面談等を行う
- ※3:里親等委託・施設入所の措置決定にあたっての意見表明等支援員の面談は、小学校高学年以上は原則として一律に実施することとし、 効果検証に子供の意見を反映していく
- ※4:意見表明等支援員が代弁する意見は子供本人の意見として取り扱い、児童相談所の記録等に記載する
- ※5:意見表明等支援員は、一時保護や里親等委託の子供の面談及び児童福祉審議会への申立の支援を行うほか、施設入所の子供が児童福祉審議会への申立を行う場合の支援も行う

(令和3年期東京都児童福祉審議会第5回専門部会資料抜粋)

